

日々の生活に役立つ！



インド法律コラム



インドの総合法律事務所 Ahlawat & Associates の弁護士 Tania と
ジャパンデスク坂谷が日本人の方に有益な法律情報をご紹介します。

Q13

インドにおける拠点設立

私は日本の物流会社の経営者です。インドにて拠点を設立したいのですが、どのような事業形態があるのでしょうか？

回答:

現行の外国直接投資(FDI)規制により、輸送サービス、輸送関連サービス、輸送車両の賃貸及びリース、輸送機器のレンタル、保管サービス及び倉庫保管サービスなどの分野での自動承認ルートによる直接投資が許可されています。

外国直接投資には自動承認ルート(Automatic Route)と政府承認ルート (Government Route)があり、基本的には自動承認ルートとはインド政府の事前許可なしに外国直接投資を行う投資方法、政府承認ルートは事前に政府による承認を必要とする外国直接投資方法を指します。

インドへ進出する事業形態としては、以下の5つが考えられます。

- ・株式会社 : Private Limited Company
- ・有限責任組合 : Limited Liability Partnership (LLP)
- ・支店 : Branch office
- ・駐在員事務所 : Liaison Office
- ・プロジェクトオフィス : Project Office

活動可能な事業の範囲が一番大きいのは株式会社と有限責任組合であり、株式会社と有限責任組合は責任範囲や経営方法、監査の基準などが異なります。支店は営業・商業活動は可能ですが、インド国内での製造活動が禁止されているなど、制限があります。

駐在員事務所は支店よりも活動範囲が狭まり、営業・商業

的活動を行うことはできません。プロジェクトオフィスはある特定の計画やプロジェクトの範囲でのみ活動することが可能となります。

インドに進出する事業形態によって、いくつかの基本的な必要事項があります。続いて、インド進出にあたり、事業形態の設立方法について基本事項を解説します。

外国企業がインドに事業体を設立する場合は、インド会社法によって最低必要取締役人数や指定社員人数が決まっています。最低1人の居住者(居住取締役)が必要であり、居住者とは基本的には過去1年間で182日以上インドに滞在した方のことを指します。

インドに進出し事業体を登記するためには、登録事務所(Registered Office)が必要となります。インド政府や会社登記局からの郵便や連絡物等はすべてこの登録事務所へ送られることとなります。登録事務所は貸しオフィスやコワーキングスペースはもちろん、顧問弁護士事務所や会計事務所などの住所を使用することも可能です。

さらに、インド進出形態によってはDIN(Director Identification Number)とDSC(Digital Signature Certificate)が必要となります。DINとは取締役の認識番号を指し、取締役に就任する際には必ず取得する必要があります。DINは企業相のウェブサイトからオンラインで申請することができ、その申請の際に求められるのがDSCと呼ばれる電子署名証書です。DSCは主に企業省の手続きに用いられ、申請時に有効期限1年または2年の選択をすることが可能です。

※この記事では特定の法律分野の基礎についてのみ説明しています。



Ahlawat & Associates は国内外の顧客にサービスを提供するインドの総合法律事務所です。当事務所のサービスはインドにおける海外直接投資からスタートアップ事業への支援など、多岐に渡ります。A&A は法的サービスへのアプローチに革命を起こすことを目指しており、顧客の事業に関する日常的な手続きだけでなく、会社設立の複雑な手続きも単純化します。ご質問・ご要望等がありましたらお気軽にご連絡ください。日本人担当者がご対応致します。

Delhi

📍 A-33, Lower Ground Floor,
Defence Colony, New Delhi - 110024

Mumbai

📍 1st Floor, Examiner Press Building,
35, Dalal Street, Fort, Mumbai - 400001

☎ +91 98109 07903 (坂谷)

✉ mami.sakatani@ahlawatassociates.in

🌐 <https://www.ahlawatassociates.com/>

インドの法律ならお任せ!
アフラワット法律事務所



AHLAWAT & ASSOCIATES
ADVOCATES